

平成二十七年三月二十七日受領
答弁第一五三三号

内閣衆質一八九第一五三三号

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員井坂信彦君提出CS放送における「政治的公平」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出CS放送における「政治的公平」に関する質問に対する答弁書

一について

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第四条第一項はいわゆる放送番組編集の準則を定めており、同項第二号は「政治的に公平であること」と規定しているところであるが、放送番組は、こうした規定をはじめとする法の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

二について

御指摘の平成二十七年三月二日の衆議院予算委員会における高市早苗総務大臣の答弁は、放送の一般的な特性を説明したものである。いずれにせよ、法第四条第一項第二号に規定されている「政治的に公平であること」という放送番組編集の準則は、無料放送か有料放送かにかかわらず、CS放送を行う放送事業者を含む全ての放送事業者に適用されるものである。